

広島県内に所在する映画館の運営事業者の皆さま  
広島県内の映画館に配給している映画配給会社の皆さまへ

### 広島県大規模施設等協力金【映画配給会社向け協力金】の申請・給付について

「映画配給会社向け協力金」につきましては、以下に基づき申請・給付をお願いいたします。

- ① 映画配給会社は、協力金の申請・受領に関する権限を映画館運営事業者へ委任する内容の委任状を映画館運営事業者に提出してください。
- ② 映画館運営事業者は、「映画館運営事業者向け協力金」と同額の「映画配給会社向け協力金」を県に申請してください。（委任状は原本を郵送してください。）  
※「映画館運営事業者向け協力金」と同時に申請することも可能です。
- ③ 県から映画館運営事業者に、「映画配給会社向け協力金」を給付します。
- ④ 映画館運営事業者は映画配給会社に、合意に基づく一定のルールにより「映画配給会社向け協力金」を配分してください。

【一定のルール：1日あたりの協力金×（作品毎の1日あたり上映回数÷1日の総上映回数）】

※「映画館運営事業者向け協力金」の申請については、従来と変更ありません。

